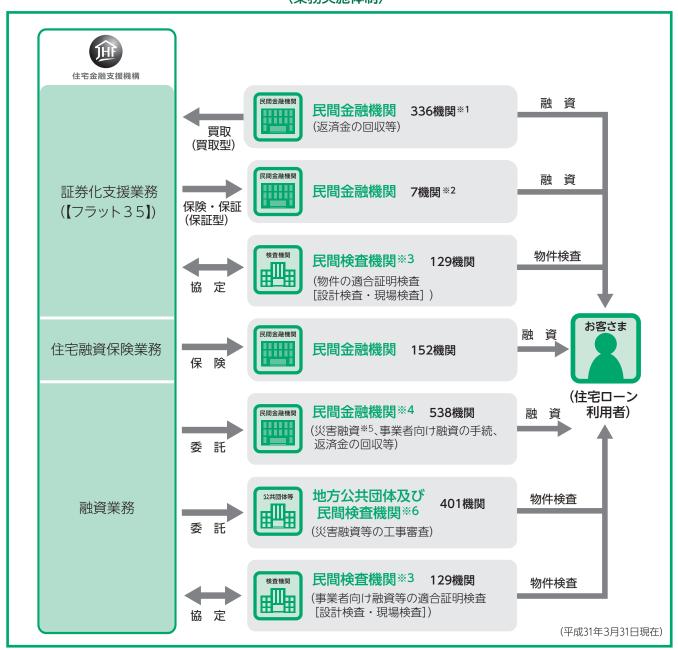
業務実施体制

関係機関とのネットワークにより業務を効率的に運営しています。

住宅金融支援機構では、民間金融機関や民間検査機関、地方公共団体等に業務を委託等することにより、業務を効率的に運営しています。

〈業務実施体制〉



- ※1 証券化支援業務に係る返済金の回収等の業務のみを委託し、住宅ローン債権の買取りを実施していない 3 機関を含みます。また、民間金融機関以外に、 期限の利益を喪失した債権の回収業務を債権回収会社 3 社に委託しています。
- ※2 新規受付を休止している3機関を含みます。
- ※3 民間検査機関とは、機構と適合証明業務の協定を締結している指定確認検査機関及び登録住宅性能評価機関をいいます。その他中古住宅及びリフォームの適合証明検査については、機構と協定を締結している(一社)日本建築士事務所協会連合会及び(公社)日本建築士会連合会に登録した建築士も行っています。
- ※4 団体信用生命保険等業務のみを委託している 7 機関を除きます。また、民間金融機関以外に、期限の利益を喪失した債権等の管理回収業務を債権回収 会社 4 社に委託しています。
- ※5 東日本大震災における災害復興住宅融資・災害復興宅地融資の手続は、平成31年3月31日現在、113機関が実施しています。
- ※6 機構と工事審査業務の委託契約を締結している指定確認検査機関及び登録住宅性能評価機関をいいます。